

平成28年度 山口県文書館古文書実践講座テキスト

### 3 近世武家文書を読む(三)

―萩藩陪臣の世界―

此後公は後宮御守御中より御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は

寛治十一年  
 九月  
 廿九日

少納言

伏見宮に在りて

後深野

其代は御代に

此後公は後宮御守御中より御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は  
 御代より御代に御座りて御世は

西土古...  
 ...  
 ...  
 ...

音曰次第之請書友氏

春之次第

去上之書書圖部部字長年秋長切局し侍  
お下下た之に能能割於一に付捕之候  
之に能一感候立候合付能友に書友氏  
敵討を未用し之を人成に立候に  
之に能立候に立候に  
天守守軍之有上元祥少判

春之次第

長年父よりあまの書候し侍為り申  
此之保用し之を人成に立候に  
之に能立候に立候に  
之に能立候に立候に

春之次第

春之次第

春之次第

春之次第

春之次第

長年父よりあまの書候し侍為り申  
此之保用し之を人成に立候に  
之に能立候に立候に  
之に能立候に立候に

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, starting with a large initial letter.

Handwritten text, possibly a signature or a specific name, written in a cursive style.

Handwritten text, possibly a date or a specific reference, written in a cursive style.

Main body of handwritten text in a cursive script, consisting of several lines of text.

Main body of handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page or as a separate section.

種種の事柄を論じて、其の是非を明かにし、  
其の善悪を辨別し、其の利害を論じて、  
其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、  
其の善悪を辨別し、其の利害を論じて、

一、

二、

友方

此の事柄は、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、

其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、  
其の利害を論じて、其の是非を明かにし、其の善悪を辨別し、

三、

四、

五、

六、



以王師友也

廣德

一由の心跡を存し能く其の心跡を  
志すは公の徳の正しく其の徳の  
弁と一令之を辨

方之

左道少判

之の心跡を

為得て其の心跡を存し其の心跡を

以爲し其の心跡を存し其の心跡を

了之を辨

了之を辨 辨 辨 辨

了之を辨

又辨之年之辨之辨之辨之辨之辨之

辨之辨之辨之辨之辨之辨之辨之

辨之辨之辨之辨之辨之辨之辨之

辨之辨之辨之辨之辨之辨之辨之

辨之辨之辨之辨之辨之辨之辨之

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

宗的  
增野及有洋海法宗的固政美义

宗祥  
宗祥



意地方法院大庭國政代

初八日

慶正拾八

利

八月十九日統利

益田六三郎尉友

為長十年中家内或同主者(大組)中  
于後天下正分付由國主陳之申書  
方之者之申書

意地方法院大庭國政代  
為長十年中家内或同主者(大組)中  
于後天下正分付由國主陳之申書  
方之者之申書  
日中申書大庭國政代

大権現摩訶止観の文句

仍信文小伴

元

社司 新

入

白の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

紙の

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

し

ふりかへしつゝのまゝに書かざらん

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged paper. The script is highly stylized and difficult to decipher without a key. The text is arranged in approximately 15 lines across the page.

よきものをたすむるは  
なほしむるの末代よきなりは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは

まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは  
まはたきしむるは

Handwritten text in cursive script, possibly a list or notes, including the number '1' and various illegible words.

Handwritten text in cursive script, possibly a list or notes, including the number '1' and various illegible words.

1. The first part of the  
 paper is a list of names  
 and addresses of the  
 members of the  
 committee. The names  
 are written in full,  
 and the addresses are  
 given in full. The  
 names are arranged  
 in alphabetical order.  
 The addresses are  
 arranged in the order  
 in which they were  
 given. The names and  
 addresses are written  
 in full, and are not  
 abbreviated. The  
 names are written in  
 full, and the addresses  
 are given in full.

The second part of the  
 paper is a list of the  
 names of the members  
 of the committee. The  
 names are written in  
 full, and are arranged  
 in alphabetical order.  
 The names are written  
 in full, and are not  
 abbreviated. The  
 names are written in  
 full, and the addresses  
 are given in full.